

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所内部通報等に関する要綱

(平成 29 年 4 月 1 日制定)

(令和 2 年 9 月 30 日改定)

1 趣旨

この要綱は、神奈川県立産業技術総合研究所職員就業規則第 29 条を遵守し、不正行為（研究活動の不正行為等への対応に関する規程によって対応する不正行為を含む。）に関する通報を受け付け、調査し、必要な改善措置を実施するために必要な事項を定める。

2 定義

不正行為とは、法令及び地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下、法人という。）の諸規程に違反した行為をいう。

(1) この規程において「統括管理責任者」とは、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所におけるコンプライアンス推進に関する規程」による。

3 通報の原則

(1) 常勤職員（任期付研究員及び研究員等を含む）、再雇用職員、契約職員、非常勤職員、及びパートタイム職員等は、法人の業務に関して不正行為に関する情報に接した場合は、直ちに当該情報を通報するものとする。

(2) (1)以外の者が、法人の役職員等の不正行為に関する情報に接した場合についても、本要綱を準用して対応するものとする。

4 通報窓口

不正行為に関する法人内外からの通報の受付窓口（以下「通報窓口」という。）は、理事長が指定する総務部（管理課含む。）職員、総務部ゼネラルマネージャー及び法人の顧問弁護士とする。

(1) 通報窓口は、不正行為に係る通報（報道及び外部機関等からの指摘を含む。）があった場合、速やかに理事長及び統括管理責任者に報告するものとする。

(2) 通報があった場合にはコンプライアンス推進委員会で通報内容の予備調査を行うものとする。

5 通報の受付

(1) 通報の方法は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）又は口頭（面談又は電話）により、直接通報窓口に行い、個室で面談したり、電話や電子メールなどを通報窓口担当職員以外は見聞できないようにするなど、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法をとることとする。

(2) 通報は、原則として実名により行われ、当該不正行為者の氏名、不正行為の態様が明示されなければならない。且つ、研究活動の不正行為の場合には、不正とする科学的合理的理由が示されていないと認められない。

(3) (2)にかかわらず、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、実名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- (4) 書面による通報など、通報窓口が受付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報窓口は通報者（匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は実名による通報者として取り扱う）に受付けたこと通知する。
- (5) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の通報があった場合に準じて取扱うものとする。
- (6) 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、通報窓口の判断で当該事案の予備調査を開始することができる。
- (7) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、当該通報の対象となった者（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。
- (8) 通報窓口は、通報等の受付や調査・事実確認担当の者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにすること。

6 予備調査

- (1) 統括管理責任者は、コンプライアンス推進委員会で通報内容の事実関係及び関係当事者等を明らかにするため、法人内の専門家等の協力を得て予備調査を行う。予備調査は被通報者の所属する部のゼネラルマネージャーを通じて当該通報に係る関係者からの事情聴取及び直接当該関係者から事情聴取等を行う。
- (2) 被通報者の所属部署及びその他の各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して、協力をしなければならない。
- (3) 統括管理責任者は予備調査の報告を理事長へすみやかに行うものとする。
- (4) 理事長が、予備調査の結果、通報がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、調査委員会を設置し、本調査を行う。また、通報を受付けた後、30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- (5) 理事長は、調査委員会による本調査を実施する場合には、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- (6) 理事長は予備調査の内容が関係省庁または配分機関に関連する案件の場合、予備調査の要否を関係省庁・資金配分機関に報告するものとする。
- (7) 理事長が本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、通報窓口は予備調査に係る資料を保存し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。

7 調査委員会

- (1) 統括管理責任者は、本調査に当たっては、当該調査機関法人に属さない者を含む調査委員会を設置する。この調査委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- (2) 調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - ア 統括管理責任者

- イ 被通報者が所属する部のゼネラルマネージャー
- ウ 総務部ゼネラルマネージャー
- エ 法人と直接の利害関係を有しない外部の有識者
- オ その他理事長が指名する者

(3) 通報窓口は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、通知を受領した日の翌日から2ヵ月以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、通報窓口は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

8 本調査

- (1) 本調査を行うことを決定した場合、調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないようにしなければならない。
- (2) 本調査は、実施の決定後、30日以内に開始されるべきものとする。
- (3) 本調査は、主に通報された内容に係る各種資料の精査や、関係者のヒアリング等行う。この際、被通報者の弁明の聴取が行われなければならない。

9 認定

- (1) 調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、役割を認定する。
- (2) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- (3) (1)又は(2)について認定を終了したときは、調査委員会はただちに理事長に報告をすること。

10 対応の決定

- (1) 調査委員会は、調査の結果に基づき、役員及び当該通報内容に関わるゼネラルマネージャー等と協議の上、必要な是正措置案及び再発防止措置案をとりまとめる。
- (2) 理事長は、必要な是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

11 措置内容の公表

措置を決定したときは、原則として、調査委員会が措置の対象となった者の氏名、所属、措置の内容、不正行為が行われた内容、調査を行った調査結果報告書等について、速やかに公表する。

12 不服申立て

- (1) 不正行為と認定された被通報者は、認定された翌日から起算して3ヵ月以内に不服申立て

をすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(2) 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、9条（2）を準用する。）は、その認定について、本条（1）の例により不服申立てをすることができる。

(3) 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、理事長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

(4) 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに役員及び当該通報内容に関わるゼネラルマネージャー等に報告し、調査委員会は被通報者に該当決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査委員会は以後の不服申立てを受付けないことができる。再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに役員及び当該通報内容に関わるゼネラルマネージャー等に報告し、調査委員会は被通報者に当該決定を通知する。

(5) 調査委員会は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。

(6) 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに理事長に報告し、調査委員会は当該結果を被通報者、被通報者が所属する部のゼネラルマネージャー及び通報者に通知する。

(7) 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、役員及び当該通報内容に関わるゼネラルマネージャー、被通報者に通知する。

1 3 通報者の保護

(1) 理事長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

(2) 法人に所属するすべての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 理事長は、悪意に基づく通報（被通報者を陥れるため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。以下同じ。）であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他いかなる不利益な措置等を行ってはならない。

1 4 被通報者の保護

(1) 法人に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(2) 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対

する、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他いかなる不利益な措置等を行ってはならない。

15 悪意に基づく通報

- (1) 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。
- (2) 理事長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- (3) 理事長は、前項の措置を課したときは、該当する研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

16 懲戒処分

本要綱における調査の結果、職員の不正行為が明らかになった場合は、当該職員に対し、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員就業規則その他関係規程により処分を課すこととする。

17 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から実施する。